

建築基準法第85条第6項佐世保市許可基準

(目的)

第1条 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）
第85条第6項における仮設建築物（以後、「仮設建築物」という。）の許可基準を定め、
良好な都市環境を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準における用語の定義は、法及び建築基準法施行令（以下「令」という。）の例
による。

(適用区域及び対象建築物)

第3条 この基準が適用される区域は佐世保市全域であり、対象建築物は、下表に掲げる建
築物及び許可期間とする。

主 要 用 途	許 可 期 間
仮設興行場・博覧会建築物等	1年以内
モデルルーム	1年以内
住宅展示場（管理棟を除く）	1年以内
仮設店舗等	建替工事等に必要な期間
仮設校舎	建替工事等に必要な期間
選挙事務所	選挙活動を行うのに必要な期間
仮設現場事務所（現場に設けるも の※を除く）・寄宿舍	本工事の施工に必要な期間
その他これらに類するもの	1年以内

※「現場に設けるもの」とは、相当の距離的、機能的な関係にあるものとして、支障ないと判断できる場合をいう。

(技術基準)

第4条 建築物の構造は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 階数は2以下であること。
- (2) 法第22条から法第23条の規定については、存続期間が3か月を超える仮設建築物に適用する。
- (3) 仮設建築物の敷地内には主要な出口から道路、公園又は広場その他の空地に通ずる有効幅員が1.5メートル（延べ面積が200平方メートル未満の仮設建築物にあ

- っては90センチメートル)以上である避難上有効な通路を設けること。
- (4) 仮設建築物が法第48条に規定する建築物以外の建築物の場合は、周辺への影響がないものと判断するために、次のいずれかに該当する「隣接住民」及び町内会長へ事前説明等による周知等の上、報告書を必要とする。
- イ 仮設建築物の敷地に接する土地及び当該土地に存する建築物の所有者又は管理者
 - ロ 幅員が12メートル未満の道路、河川、線路敷その他これらに類するものを隔てて仮設建築物の敷地に接する土地及び当該土地に存する建築物の所有者又は管理者
- (5) 市街化調整区域に仮設建築物を建築する場合は、都市計画法上支障ないことを証する図書を添付すること。
- (6) 防火地域または準防火地域において存続期間が3か月を超える仮設建築物は、次の基準を満足すること。
- イ 屋根の構造は令第136条の2の2の規定に適合すること。
 - ロ 外壁及び軒裏は不燃材以上とすること。
 - ハ 外壁の開口部で延焼のおそれのある部分には、令第109条の2に規定する基準に適合する防火設備を設けること。
- (7) 火を使用する設備又は器具を設けた室は、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とすること。
- (8) 令第114条第2項に規定する用途(「学校」を除く。)の建築物については次の基準を満足すること。
- イ 寝室及び火気使用室には火災警報器を設置すること。
 - ロ 避難階以外の避難口には誘導灯を設置すること。
 - ハ 避難階以外の避難経路には非常用照明を設置すること。

(申請図書)

第5条 佐世保市建築基準法施行細則(以後、「市細則」という)第4条に則り、次の図書を確認申請と同様の記載項目を明記し、2部提出すること。

- ☐ 許可申請書
- ☐ 委任状 (任意様式)
- ☐ 理由書 仮設建築物とする理由及び法律の緩和を受けたい理由等を記載の上作成すること。(任意様式)
- ☐ 誓約書 許可期間終了後に建築物を撤去する旨を明記し、建築主、土地所有者及び工事監理者の記名、押印のうえ作成すること。(別記様式1)
- ☐ 工程表 仮設工事から撤去までの工程表及び本体工事がある場合は本体工事との関連を示すこと。

- ☐ 隣接住民及び町内会長への説明状況報告書 法第48条を遵守しない建築物の場合添付（別記様式2）
- ☐ 市街化調整区域に建築可能なことを証する図書 市街化調整区域に建築する場合、都市計画法所管部局との協議録（任意様式）
- ☐ 写真 申請地を望む2方向以上撮影したもの
- ☐ 案内図
- ☐ 用途地域図
- ☐ 各種図面 建築基準法施行規則第1条の3に規定する図書
- ☐ 周辺の道路配置状況図 敷地が道路に接していない場合、当該敷地から道路、公園、又は広場その他空地までの避難経路がわかる図書
- ☐ 構造上の安全性を確認する計算書等（構造図・構造計算書） 平屋かつ延べ面積が200㎡以下以外の建築物が対象
- ☐ 構造計算適合性判定通知書の写し 特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準が適用された建築物が対象。
- ☐ 仮設建築物撤去報告書 仮設建築物許可期間終了後、撤去前後の写真を添付の上、速やかに1部提出すること（別記様式3）
- ☐ その他 市長が必要と認める図書

（その他の特例）

第6条 本基準に適合しない建築物について、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる場合は、第4条の規定は適用しないことができる。

（変更）

第7条 変更については次の各号に定めるものとする。

- （1）許可を受けた建築物の内容の変更をするとき（市長が再度の許可を要しないと認めたものに限る）は、市細則第4条第2項に則り、手続きを要する。なお、再度の許可の必要性については特定行政庁と変更工事の着手前に協議を行うこと。
- （2）建築主、設置者、築造主若しくは申請者又は敷地の地番を変更するときは市細則第12条に則り手続きを行うこと。

（工事の取り止め及び取下げ）

第8条 工事の取下げ及び取り止めを行うときは、市細則第13条に則り、手続きを行うこと。

附則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。